

第五回 參議院厚生委員會會議錄第十四号

(二二三)

昭和二十三年四月二十三日(土曜日)
午前十時二十七分開会

本日の會議に付した事件

○医療法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○醫師法及び齒科醫師法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(塚本重蔵君) それではこれより委員會を開会いたします。

先ず日程の第一、医療法の一部を改正する法律案を議題にして、その審議を進めます。最初に提案の理由説明を願います。

○政府委員(重四郎君) 医療法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

只今議題となりました医療法の一部を改正する法律案の提案理由でございますが、医療、齒科医療等に関する廣告につきましても、それが適正に行われる場合は、一般國民が診療を受ける上において有益であることは勿論であります。反面これらの廣告を自由放任にいたします時は、とかくその内容の適正を期しがたく、これらの業務が人の健康及び生命に関するものであるだけに、國民保健上著しい弊害を生ずる虞れがあるのであります。この点に鑑み、医療法におきましては、医療、齒科医療等に関する廣告し得る事項を極めて嚴格に制限していることは御承知の通りであります。併しながら、この

ような嚴格な制限のために、例えば他の法令の規定の施行を円滑にする等のために、廣告を適當とする事項であつても、これを廣告し得ない場合を生じ、不都合を存せられる場合があります。すので、厚生大臣が特に必要と認めて定める事項は、これを廣告することができるといふにいたしたのであります。尙厚生大臣が右により特定の事項を定めるに當つては、必ず医道審議會の意見を聴くことを要することとし、その濫に流れることを防止することといたしておるのであります。

次に現行規定におきましては、専ら往診のみによつて診療に従事する醫師等に対し、必要に應じ報告を命じ又は診療録等の帳簿書類を検査するため提出させることの根拠規定がないのであります。したが、医療行政の円滑を運営するためには、かような規定が必要であります。更に右のような改正に伴い罰則規定の必要な整備を行うこととしておるのであります。何とぞ御審議の上速かに可決せられるようお願い申し上げます。

○委員長(塚本重蔵君) お諮りいたしますが、一案ごとに審議を進めましようか。

○谷口彌三郎君 ええどうぞ一案ごと

○委員長(塚本重蔵君) 只今の提案説明に對しまして質疑等がありましたら……

○堀井伊介君 今の御説明の中に「他

の法令の規定の施行を円滑にする等のために、云々とありますが、この内容がどういふ意味かはつきりいたしませんから、補足して御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) お尋ねがございましたので、この機会に少しく法案の内容につきまして御説明を申し上げます。

先ず第一は、医療法の一部を改正する法律案の中の廣告制限を緩和する規定の内容でございます。法案を御覽を頂きまして、これに基いて御説明申し上げます。

医療法の一部を改正する法律の中

に、ちよつと途中になりますが、第三十九條に次の三項を加へという文がござい

ます。これを朗讀しながら御説明申し上げます。第三十九條の第四項として「第一項及び第三項の規定にかかわらず、厚生大臣が特に必要

があると認めて定める事項は、これを廣告することができ、この場合において厚生大臣は、その廣告の方法につ

いても、必要な定をすることができ

る。第五項「厚生大臣は、前項の規定

すが、現行の医療法第三十九條により

ますると、医療者しくは、齒科医療又は

は、特定の事項を除きましては廣告を

許してはならないといふことに相成つ

ておるのであります。この特定の事項

と申しますのは、醫師又は齒科醫師

であるといふこと、それから許されて

おります診療科目、それから病院、診療

所の名称、所在地の場所を表示する事

で定められておるのであります。更に又優生保護法によりますと、御承知のように人工妊娠中絶ができま

す醫師は、醫師會が指定することに相成つております。そこで優生保護法の施行規則で一定の様式を示しまして、その指定医であるといふ表示を規則で許すことにしてあるものであります。これは嚴密に申しますと、いづれも技能、経験を示すものといふ解釈になる

と考えられるのであります。特に優生保護法のように人工妊娠中絶ができる醫師であるといふことによつて指定をされるわけでございますが、これはさういふ指定を受けたといふ廣告表示をいたしますことは、医療法を嚴密に解釈いたしますといふけないといふことに相成るのであります。そこで健康保険法施行規則及び優生保護法施行規則で一定の表示を認めておるということ

は、やかましく申すと医療法第三十九條違反の規定ということになつて来るわけでありまして、そこで医療法の規定を緩和いたしまして、只今申し上げましたように、この種のものにつきましては、厚生大臣が医道審議會の意見を聞きまして、正式に廣告してもよいといふことに定めるといふことにいたしましたわけでございます。典型的なものは、以上の二つのものが差当り問題になつておるのでございますが、更に御承知の通り保健所法によりまして、保健所は結核、性病、皮膚、泌尿器科といふ

ような極く一部の疾病につきまして、治療、診療をいたすことができること

に相成っております。ところが医療法に基きますと、これもやはり診療所になるわけでありますが、廣告の制限の規定から申すと結核治療という表示も如何ですか。

できませんし、或いは又性病の治療と
いうこともできなくなつておりまし
て、結核、性病、皮膚、泌尿器科とい
うような表示をする以外は方法はない
のであります。法律によつて任務が限
定されております保健所につきまし
て、今申したような廣い表示をいたさ
せますことも如何かという議論も現在
次第でございます。

あるわけであります。これらの問題は今日まだ別に具体的にそうしなければならぬというふうに決まつてゐるわけではないというふうにかゝつておいて、おいらら如何ですか。

けではございせんけれども、一應問題として医道審議会あたりで十分審議よう。

○中山壽彦君 質問は後にいたしました。

して行きたい、かように考えている問題であります。その外性病予防法によりまする性病の病院、又は診療所は各都道府県知事が設置し、或いは指定す議題に移ります。

○委員長（塚本重藏君）では医療法の一部を改正する法律案につきまして次の程度に止めまして次の議題に移ります。

ることになっております。設置し、又は指定しました、性病の診療所である、或いは性病であるということも、改正する法律案を議題に供します。先ず提案の理由を説明を願います。

この医療法の第三十九條の規定からい
うと廣告はできないということになつ
ております。これも將來の問題として
案理由を御説明申し上げます。

○政府委員(亶四郎君) 医師法及び齒
科醫師法の一部を改正する法律案の提

十分検討いたしましたして措置いたしたいという意味でございます。これらのことが他の法令の施行を円滑にするという趣旨でございます。

現行の医師法及び歯科医師法には、行政廳が医師又は歯科医師の業務に關して指示をなし得る根拠規定がないののであります。が、公衆衛生上重大な危害

○委員長(塚本重藏君) 他に御質疑は
を生ずる虞れがある場合において、そ
の危害を防止するため特に必要がある
ありませんか。

○姫井伊介君 例えば、医師で特別のいい薬を作る、その特効薬を創製した、或いはこの間お話になりました妊娠調節等に対して、荻野法という特別の研究をして、それが流行だというような場合には、これは他の法律関係でと認められる場合には、厚生大臣が医師又は歯科医師に対して、その業務に關して必要な指示をなし得ることとすることが、医療行政の眞に円滑な運営を期するゆえんであると考えられるのであります。例えば昨秋新聞紙上に賑わ

わせた血生による病毒感染事件の発生に鑑みしても、この際新たに医師及び歯科医師の注意を喚起すると共に、これらの者が医師又は歯科医師と

指示をするに当つては、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならない。

第二條 歯科医師法（昭和二十三年

して当然に遵守すべき事項を明かにする必要が痛感されるのであります。その改正する。法律第二百二号)の一部を次のように

のため医師法及び歯科医師法中の一部を改正し、かような場合に、厚生大臣を加える。

第四章中第二十三條の次に次の一條

が指示をなし得る根拠規定を新たに設けることといたしたのであります。勿論かような根拠規定を設けるに当りましては、この規定が不当に濫用さ

第二十三條の二 厚生大臣は、公衆衛生上重大な危害を生ずる虞がある場合において、その危害を防止するため特に必要があると認めるときは、齒科

れ、又はこの規定に戒めなければなり
ませんので、厚生大臣が右の指示をす
るに当つては、必ず予め医道審議会の
医師に対して、歯科医療又は保健指導
に關し必要な指示をすることができ
る。

意見を聴かなければならないこととして、この規定の運用の適正妥当を図る

2 厚生大臣は、前項の規定による指示をするに当つては、あらかじめ医

こととしたしているであります。何とぞ御審議の上速かに可決せられるようお願い申し上げます。

○委員長（塚本重蔵君） 提案の説明はこの法律は、公布の日から施行す

附 則

道審議會の意見を聴かなければならぬ。

承りましたが、この機会に改正の要点を一應説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) お手許に仮
これが法案の内容でございます。医
師法及び歯科医師法にそれと同じ規

刷りのものを差上げでございますが、これを朗読いたしました一通り御説明をいたしたいと思います。

定を一條ずつ追加をいたしたいというのでございます。大体の考え方は、今政務次官が御説明を申上げました通り

先ず「第一條醫師法(昭和二十三年法律第二百一號)の一部を次のように改正する。

第四章中第二十四條の次に次の一條

でございしますが、この規定を提案をいたすようになりました経緯を先ず申上げて見たいと思うのであります。御承知の通り、昨年の秋、輸血によりま

を加える。

第二十四條の二 厚生大臣は、公衆

して病毒感染事件が起りました当時、
本委員会におきまして、これが対策

衛生上重大な危害を生ずる虞がある場合において、その危害を防止するため特に必要があると認めるときは、医師に対して、医療又は保健指導に関し必要な指示をすることができるとある。

2 厚生大臣は、前項の規定による

についての御質疑がございました。私共といたしましては、できるだけ早く法律案の成案を得て御審議を頂くといいことを申し上げたつもりでございます。その後、法律案の内容につきまして、いろいろと検討を重ねておつたの

でございます。当初は輸血取締に関する特別の法律を出そうかというようなつもりでおつたのでございましたが、いろいろ協議、打合せをいたしました青見、医師会、歯科医師会との重

結果、医師法、歯科医師法にこの種の規定を加えることによつて目的を達す

であります。従前厚生省令を以て輸血

取締規則というものが昭和二十年に制定公布せられておつたのであります。この規定の内容は、輸血に関しまして、先ず輸血に干與する医師に対する

取締の規定それから血を供給いたしま
すいわゆる給血者に対する取締、更に
給血者と医師の間を斡旋をする給血斡

旋業者の取締というよりな、その三
点を包含しておつたのでございました

が、この給血幹旋業態が適當でないという結論に到達をいたしました。結局輸血の取締のために、輸血に干渉する医師の注意を喚起すれば十分である

というように、ことに達したので、
医師法、歯科医師法等に規定を設けた
という考えに相成りましたわけであ

ります。この規定にございますように、先ず医師法及び歯科医師法の根本的な考え方といたしましては、医師及

び歯科医師に対しましては、その素養におきまして十分な要求がされておりました。しつかりした系統付けた教育を受けた者でなければいかにことにな

つております。更に又、実地修練を終り、更に國家試験に合格しなければなら

らんとする厳格な規定をいたしておる
のであります。さような経歴を持ちま
した者には、厚生大臣がこれを審査し
て医師免状、又は歯科医師免状を與へ
ることになっております。一旦免許を
與へました以上、特定の法律に掲げて

おりまする義務を課する以外に、一般的に医業の内容につきまして、厚生大臣と雖も指示をしない、注文をしない、大抵、医師、歯科医師の自由な判断に委ねるというのが、医師法及び歯科医師法の基本的な考え方でございます。輸血問題のような社会的にも重要なことにつきましては、ここに書きましたように「公衆衛生上重大な危害を生ずる虞れがある場合において、その危害を防止するため必要」だという制限を設けまして、医師、歯科医師に対して必要な注文ができるようにいたそうという考えでございます。更に第二項にございまして、その場合にも厚生大臣が勝手にやるのではなく、医道審議会の意見を必ず聴かなければならぬというふうにいたした次第でございます。従つてこの表現の仕方から申しますと、事柄の起りは輸血問題に対する対策として生まれたものではございますが、規定の表現の仕方から申しますれば、一般的なものに相成つております。私の方としては実はこの規定を活用しなければならぬという場合は、その度々あるとは考えておられないのでございまして、いつて輸血だけを解決するだけでも足りない、將來この種の問題が起るだろうということを予想いたしましたして、表現の仕方は廣くいたしたのでございます。尙「必要な指示」という言葉が使つてございまして、この指示と申しますのは、命令とは違ふという考えでございます。従つてこの規定から起つて参ります法律上の効果といたしましては、先ず第一に先程申し上げましたように、一般的には医業の内容について法律で規定する以外には特別な指示も注

文も付けない、付けられないという建前でございますが、この法律の規定によりまして、厚生大臣が、特別な場合には指示をする権利を與えられるというふうなことに相成ると思つておりますが、同時に又指示という表現をいたしましたのは、指示を受けたという関係の医師、歯科医師といたしましては、これを考慮する義務が生ずる、この程度に解釈をいたしてゐるのでございまして。命令でございまして、普通の場合、命令違反につきましては罰則を付けるのが例でございますが、この指示の場合は罰則を付けてございせん。従つて法律上の解釈としては、これを考慮する義務を生ずる程度であるというふうな解釈をいたしてゐるのであります。従つて、考慮せずに何か危害を生ずる虞れがあるというこゝたになりまして、その事態の判断をいたしまして、別に医師及び歯科医師免許の取消し又は停止処分の規定がございまして、この法の中にございまして、医師に關して不正の行為かどうかというのを客観的に判断いたしましたして、不正行為に該当するような事態でありますれば、免許の取消し又は停止ができるという行政処分に移つて行くことができないというふうに考へてゐる次第でございます。尙、只今私共としては、この規定に基きまして差当りの輸血問題について指示をいたそうとして、まだほんの試案の程度で考へてゐることでございまして、簡単に申上げても見ますと先ず第一に、輸血によつて傳染の虞れのある病氣、梅毒でありますとかマラリヤでありますとか、その他の、輸血によつて疾病の傳染する虞れのある者からは血を採つてはい

ないし、又その血を採りましても、輸血をしてはいけないというふうなことを根本的に書きたいと思つております。同時に又採血をされます者の健康の保護ということも必要でございまして、高度の貧血者には一定の基準を定めまして、それ以上の高度貧血者からは血液を採つてはならない、或いは又結核患者などであつて、血液を採取することによりまして、その結果病状を悪化するような虞れのある者からも採つてはならないというふうなことを指示をいたしたいと思つております。尙、輸血というものは特殊の事柄でありまして、疾病の状況によつては非常に急を要する場合もあるし、又場合によつては若干余裕のある場合もありますから、それらの場合を區別して、必要な検査などもするようになつて、必要ないと思つております。この辺のところは細かくなりますから省略をしますが、一般的な從來考へられておつたことでありますが、特に今回私共の指示の内容として考へております特異な点は、先程申し上げましたように實際問題として輸血、給血輸血業者という存在は適當でないという考へ方から、病院の管理者である医師に対しては、病院と給血業者とが直結するよう、間の斡旋業者を使わないようにというふうな措置をいたす考へでございまして、而して病院が直接給血者と折衝をして給血者を直接診察して、安心できる者だけから採血をするようにというふうな注文をいたしたいと思つておるのであります。

それからもう一つ從來余り行われておりませんでした例としては、非常に緊急な場合には怪しいと思つても検査をせずやつてもよいというふうなことにいたしてはおりますけれども、その場合でも必ず輸血をする血液の一部を保存して置きまして、そうして爾後において検査を必ずやるようにということとを注文したいと思つております。これは輸血をしてしまつた爾後において、從來はそのまゝになつておつたのが普通の例でございまして、輸血をしたあとも、若しもその中に病毒があるということが明らかになりました場合においては、駆除療法その他の措置ができるだけ早くできるようにという狙いを以ちまして、只今のようないふも指示の内容に含めたいと思つております。甚だ簡単であります、医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案の御説明を以上で終りたいと思つております。

序に先程議題となりました医療法の一部を改正する法律案の中、御説明を申上げませんでした点を簡単に申上げて置きたいと思つております。先ず第一は、医療法の第五條の改正であります。第五條の第一項は「公衆又は特定多数人のため往診のみによつて診療に従事する医師若しくは歯科医師又は出張のみによつてその業務に従事する助産婦については、第八條、第九條及び第三十九條又は第四十一條の規定の適用に關し、それ／＼その住所をもつて診療所又は助産所とみなす。これは現行の第五條の表現を変えただけでございます。現行の第五條の表現が本質的に申しますと少し正確でないように思われましたので、文字を書き換えただけでありまして、内容には何ら変更はございません。それから第二項の場合に、例え

ば具体的に申すと診療録であるとか、その他必要な帳簿書類を見せて貰うということが現行の規則ではできないことになつております。問題が起きました場合の取締上必要だと考へまして、新たに二項を附加えまして、必要があるときには報告を取つたり或いは帳簿書類を提出さして検査をすることができるようになるというのを加えたいというのでございまして。

それから「第二十九條第一項第二号『命令』を『命令又は処分』に改める。これは字句が不十分でございまして、二十九條の第一項には『命令』だけになつておりましたが、前條を受けております關係上、処分という言葉を入れることが正確であると思ひまして、改正の機会に一緒に改めておきたいというのでございまして。

それから三十九條は先程申しましたから省略いたしましたして、四十一條の改正でございまして、これは助産所につきましまして先程病院、診療所に関する廣告の取締りと同様の規定がございまして、それをやはり病院、診療所、助産所について廣告の規定も改めたいというのでございまして。

それから四十二條或いは四十四條の改正は、先程提案理由の説明がありましたが、以上、以上の各條の改正に伴ひまして罰則の規定を改めておるのでございまして。簡単にございまして、以上を以ちまして内容の御説明といたします。

○委員長(塚本重蔵君) 以上提案の理由、改正の要点等の説明がありました。が、この程度に止めて質疑を次回に廻すことに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(塚本重蔵君) それでは次に社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案を議題に供しまして、当局の説明を求めます。これは予備審査のための議案でありますから説明だけお願いいたします。

○政府委員(宮崎太一君) 社会保険診療報酬支拂基金法の一部改正の要綱につきまして御説明申し上げます。

社会保険診療報酬の支拂基金につきましては昨年の八月の制定でございまして、九月から仕事を開始いたしましたのでございしますが、それから今日に至ります間、基金の状態を見ますと、この基金法の改正をいたしまして、基金がその迅速適正な支拂をするという目的を實施し得るに便宜な措置を講じた、こういう意味がございまして、いろいろ法案等の検討をいたしましたのでございますが、その結果只今御説明申し上げるような改正を必要と存じまして御提案申上げる次第でございします。そこでどういう改正をするかと申し上げますと、この改正の大きな眼目は三つございまして、一つは基金の支拂の上におきまして、診療報酬の予託金というのがございまして、過去三ヶ月におきまして最高額の費用を要した月の診療報酬の一ヶ月分を、各保険者即ち政府官署におきましては政府、それから組合につきましては健康保険組合、それから國家公務員共済組合におきましてはおのおのその共済組合から予託することになっておりますが、その予託金を一ヶ月分というところになつておりますけれども、実際の経過を見ますと大体始めましてから、政府官署

について申し上げますと、八月分が二億五千万円あつたわけでありまして、九月分が三億一千万円、十月分が四億一千万円、十一月分が四億五千万円、十二月分が四億七千万円というように、毎月或いは一億近い診療報酬の増額があつたのであります。健康保険組合の部、共済組合の部につきましても、同様の増加がございまして、この経験から見ますと過去一ヶ月分というものはいつでも不足でございまして、基金の支拂が一ヶ月分予め賁つておりましたのでは、支拂の円滑を欠くことが明瞭になりましたので、これを一ヶ月半分に變えたということが第一点でございします。

それから第二点は、診療報酬支拂基金と申しますものは、政府に代りまして、或いは保険者に代りまして金を賁つてそれを各保険者に支拂うという仕事をするのでございします。金を支拂います以上は、その各保険者から出された請求書が正しいかどうかというこの審査を必要といたします。法律におきましては、この基金が支拂報酬請求書の審査をする権能を持つておるのであります。その審査をするために審査委員会というものが設置されておるわけであります。この審査委員会が従来、昨年の九月からやつて來ました経過に鑑みますと、審査委員の数が十名でございまして、即ち各保険者側から五名、それから各医師側から五名というふうな十名の審査委員があるわけがございまして、審査委員は十名でございしますが、十名とお医者さんか、歯科医師の方でございします。この十名の審査委員が法定の数であるわけでありまして、ところが、先

程申しましたように、診療報酬は非常に増加して参りましたので、件数も殖えて参りましたので、とても十名の審査委員ではその能力が足りないでございします。そこで實際上におきまして、臨時審査委員というものを各々五名即ち十名置きまして、二十名の審査委員で審査をいたしておるのでございします。臨時審査委員という形でございします。臨時審査委員の数を増加したい、そして臨時の審査委員でなしに、本當の審査委員というところにこれを決めたという考えを以ちまして、審査委員の数を学識経験者を加えて二十一名、即ち各保険者側から七名、診療担当者側から七名、学識経験者から七名、二十一名を以て審査委員の最高の数にしよう、そして医師、歯科医師の方々によつて審査委員になつて頂く、こういう形にこれを改めて行きたい、それからもう一つは、審査委員会はお医者等を以て構成しておりますが、そこへ幹事即ち各地方に基金の支所がございしますが、支所には幹事が置かれておるのでございしますが、その幹事が審査委員会に出席いたしまして審査に関する意見を述べたり、或いは審査につきまして疑問の点の説明を求めるといふことができるようにいたしたい、従来におきましては、實際上において幹事が、そこに入る場合もあらうと思ひます。又幹事も入れないというふうなお話もございします。はつきりとした幹事が、そこに來て発言をし得るよう、議決には参加しないでも発言をし得るという内容の條文を加えたいというところでございします。

それから次に審査会が審査をいたします際にございまして、書面審査をいたしてゐるのでございしますが、書面審査では十分でない場合があるわけでございします。そこで實際におきましては、審査委員が診療担当者に來て頂きまして、説明を求めるときもございします。又診療所等に出席してゐる、説明を求めたり、調査をしたりすることもあるでございしますが、法律上はそれができることになつておらんのでございします。そこで實際におきましては、問題のないところは支障なくできるのでございしますが、議論があらりますところは、審査委員会にそういふ診療担当者に出頭を求めて説明を聞いたり、或いは報告させたり、診療録の提出を求めたりすることが法律上できないではないかという議論もございまして、審査委員会が實際の機能を發揮する上において、法律的には不十分であるという見解もございしましたので、法律上かくのごとき権能を審査委員会が有するということに規定いたしました。そして出席されました診療担当者に対しては、必要な場合には旅費、日当、宿泊料を支給し得る、こういうことにいたしたい、その権能を與えますと同時に、請求に伴いまして正当な理由がなくして出頭や説明を拒んだり、報告をしなかつたり、帳簿の提出を拒んだりいたしましてお医者さんに対しては、基金は診療報酬の支拂を一時差止めることができる、これは非常に特別な場合でございしますが、そういうような権能を與えたい、併し基金というものは特殊法人でございしますので、單獨にそういうことをいたしましては行政廳との権限の関係もございしますので、かくのごとき措置をとります場合には、すべて行政廳の承認を得て基金がそういう行為をすることができるといふ規定を置いたのが、これが第二の問題でございします。

第三の問題といたしましては、基金というものが今申し上げましたように月に十億くらいの支拂をする大きな仕事をいたして参りますので、その予算を管理するに當り國家がこれに監督を加えたいということもございします。そこで基金の事務費予算につきまして厚生大臣の認可を必要とするようにいたしました。それから予算科目中の款の金額の流用を禁止するとか或いは予備費を設けるとか或いは出納整理期間を四月三十日にするとかいふような、一般官廳の會計に似通つたような経理にこれをいたしまして、厚生大臣が監督を加えたい、こういう意味の改正をいたしたいということもございします。

○委員長(塚本重蔵君) 以上の説明でよろしいと思ひますか。

○中山善彦君 今日はこの程度に止めて置きたいと思ひます。いろいろ質問もありましたから……

○委員長(塚本重蔵君) それでは三案の質疑を次回に延期いたしまして、三案に對します説明をこの程度に終ります。この機会に何かございしますか。

○堀井伊介君 社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案、これを見ますと附則に「五月一日から施行する」と書いてありますからこの点は我々考慮して置かなければならんと思ひます。それだけちよつと申上げて置きます。

○委員長(塚本重蔵君) 外にございしますか……それでは委員会これを以て終了いたします。

午前十一時十五分散会
出席者は左の通り。

委員長 塚本 重蔵君
理事 今泉 政喜君
谷口 彌三郎君
堀井 伊介君

委員

山下 義臣君
草葉 隆圓君
中山 壽彦君
井上 なつゑ君

政府委員

厚生政務次官 亘 四郎君
厚生事務官 (保険局長) 宮崎 太一君
厚生事務官 (医務局長) 久下 勝次君

四月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、医療法の一部を改正する法律案
一、医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案

医療法の一部を改正する法律案
医療法の一部を改正する法律
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 公衆又は特定多数人のため
往診のみによつて診療に従事する
医師若しくは歯科医師又は出張の
みによつてその業務に従事する助
産婦については、第八條、第九條
及び第三十九條又は第四十一條の
規定の適用に關し、それぞれその
住所をもつて診療所又は助産所と
みなす。

第九部 厚生委員会會議録第十四号 昭和二十四年四月二十三日【參議院】

2 厚生大臣又は都道府縣知事は、
必要があると認めるときは、前項
に規定する医師、歯科医師又は助
産婦に対し、必要な報告を命じ、
又は検査のため診療録、助産録そ
の他の帳簿書類を提出させること
ができる。

第二十九條第一項第二号中「命令」
を「命令又は処分」に改める。
第三十九條に次の三項を加える。

4 第一項及び第三項の規定にかか
らず、厚生大臣が特に必要があ
ると認めて定める事項は、これを
報告することができる。この場合
において、厚生大臣は、その報告
の方法についても、必要な定をす
ることができる。

5 厚生大臣は、前項の規定による
定をするに當つては、あらかじめ、
医道審議會の意見を聞かなけれ
ばならない。

6 第一項各号に掲げる事項又は第
四項の規定に基き厚生大臣が定め
る事項を報告する場合において
も、その内容が虚偽にわたり、又
はその方法が第四項の規定による
定に違反してはならない。

4 第一項及び第三項の規定にかか
らず、厚生大臣が特に必要があ
ると認めて定める事項は、これを
報告することができる。この場合
において、厚生大臣は、その報告
の方法についても、必要な定をす
ることができる。

5 第一項各号に掲げる事項又は前
項の規定に基き厚生大臣が定める
事項を報告する場合においても、
その内容が虚偽にわたり、又はそ

の方法が前項の規定による定に違
反してはならない。

第四十二條第一号中「第三十九
條、」を「第三十九條第一項から第三
項まで、若しくは第六項、」に「第四
十一條、」を「第四十一條第一項から
第三項まで、若しくは第五項、」に改
める。

第四十三條第一項中「第二十五條」
を「第五條第二項又は第二十五條」に
改める。
第四十四條第二号中「第二十五條
第一項の規定による報告を」第五條
第二項若しくは第二十五條第一項の
規定による報告若しくは提出」に改
め、「又は」の下に「第二十五條第一
項の規定による」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

医師法及び歯科医師法の一部を改
正する法律案
医師法及び歯科医師法の一部を
改正する法律
第一條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一十号)の一部を次のように
改正する。

第四章中第二十四條の次に次の
一條を加える。
第二十四條の二 厚生大臣は、公
衆衛生上重大な危害を生ずる虞
がある場合において、その危害
を防止するため特に必要がある
と認めるときは、医師に対し
て、医療又は保健指導に關し必
要な指示をすることができ、

2 厚生大臣は、前項の規定によ
る指示をするに當つては、あら
かじめ、医道審議會の意見を聽

かなければならない。
第二條 歯科医師法(昭和二十三年
法律第二百二号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四章中第二十三條の次に次の
一條を加える。
第二十三條の二 厚生大臣は、公
衆衛生上重大な危害を生ずる虞
がある場合において、その危害
を防止するため特に必要がある
と認めるときは、歯科医師に対し
て、歯科医療又は保健指導に關
し必要な指示をすることができ
る。

2 厚生大臣は、前項の規定によ
る指示をするに當つては、あら
かじめ医道審議會の意見を聽か
なければならぬ。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

四月二十二日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。

一、社会保険診療報酬支拂基金法の
一部を改正する法律案
社会保険診療報酬支拂基金法の
一部を改正する法律案
社会保険診療報酬支拂基金法の
一部を改正する法律案

社会保険診療報酬支拂基金法(昭
和二十三年法律第二百二十九号)の
一部を次のように改正する。
「主務大臣」を「厚生大臣」に改め
る。

第七條に次の一項を加える。
2 基金が前條第一項の規定によつ
てなす登記、及び基金がその事務
所の用に供する建物又は土地の権

利の取得若しくは所有権の保存の
ためになす登記には登録税を課さ
ない。

第十三條第一項第一号を次のよう
に改める。
一 各保険者から、毎月、その保
險者が過去三箇月において最高
額の費用を要した月の診療報酬
のおおむね一箇月半分に相当す
る金額の委託を受けること。

第十三條第一項第三号を次のよう
に改める。
三 診療担当者の提出する診療報
酬請求書を審査すること。

第十四條 基金は、前條第一項第三
号の審査を行うため、從たる事務
所ごとに、審査委員会を設けるも
のとする。

2 審査委員会の委員は、診療担当
者を代表する者、保険者を代表す
る者及び学識経験者のうちから、
各七人以下の同数を幹事長が委
嘱する。

3 前項の委嘱は、診療担当者を代
表する者及び保険者を代表する者
についてはそれぞれ所屬團體の推
薦により、学識経験者については
都道府縣知事の推薦により、行わ
なければならぬ。

第十四條の次に次の五條を加え
る。
第十四條の二 基金の從たる事務所
の幹事は、審査委員会に出席し
て、審査に關して意見を述べ、必
要な場合には、審査の内容につ
き説明を求めることができる。

第十四條の三 審査委員会は、診療
報酬請求書の審査のため必要があ

と認めるときは、都道府縣知事の承認を得て、当該診療担当者に対して出頭及び説明を求め、報告をさせ、又は診療録その他の帳簿書類の提出を求めることができる。

2 前項の規定によつて、審査委員会の請求により出頭した診療担当者に対しては、基金は、定款の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。但し、その提出した診療報酬請求書、報告書又は診療録その他の帳簿書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

第十四條の四 前條第一項の規定により審査委員会の要求があつた場合において、診療担当者が、正当の理由がなく、出頭若しくは説明を拒み、報告をせず、又は診療録その他の帳簿書類の提出を拒んだときは、基金は、都道府縣知事の承認を得て、その者に対して、診療報酬の支拂を一時差し止めることができる。

第十四條の五 審査委員若しくは幹事又はこれらの職にあつた者は、診療報酬請求書の審査に關して知得した医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らし得てはならない。

第十四條の六 前五條に定めるものを除く外、審査委員会に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

第十五條の次に次の三條を加える。
第十五條の二 基金は、事業年度ご

とに、その事務の執行に要する費用について、収入支出の予算を調整して、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。予算を更正又は追加したときも、同様とする。

2 予算に定めた各款の金額は、他の款に流用することができない。
3 予算に定めた各款の金額は、理事会の議決を経て、流用することができる。

第十五條の三 基金は、予見し難い予算の不足に充てるため、予備費として相当と認める金額を収入支出予算に計上しなければならない。
2 予備費は、定款をもつて定められた用途以外の用途に充てることができない。

第十五條の四 基金において、毎事業年度所屬の収入金を收納し、又は毎事業年度に屬する経費を精算して支出するのは、翌年度の四月三十日限りとする。
第二十三條第一項中「一万円」を「三万円」に改める。
第二十三條の次に次の一條を加える。

第二十三條の二 審査委員若しくは幹事又はこれらの職にあつた者が、診療報酬請求書の審査に關して知得した医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密を故なく漏らしたときは、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。

四月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、民生委員法改正に關する請願（第六百十二号）
- 一、健康保険組合に對する國庫補助増額の請願（第六百十三号）
- 一、國立病院に特別會計制實施反對の請願（第六百十四号）
- 一、厚生省藥務局存置に關する請願（第六百十五号）
- 一、戰爭犠牲者遺族保護對策強化に關する請願（第六百五十二号）
- 一、青少年禁酒法制定に關する請願（第十一通）（第六百五十九号）
- 一、優生厚護法中一部改正に關する請願（第六百六十二号）
- 一、未復員者災害給與法の療養費中食費に關する請願（第七百一号）

第六百六十二号 昭和二十四年四月九日受理

民生委員法改正に關する請願
請願者 東京都澁谷区原宿三ノ二六六財團法人全日本民生委員連盟會長 原泰一

紹介議員 堀井伊介君、草葉隆圓君、塚本重藏君、山下義信君、中平常太郎君

民生委員の地位及び権限は、民生委員法、生活保護法、兒童福祉法等一連の法体系的整備によつて強化されたが、一面において本制度の特質が薄くなり、單に國家の救済福祉事業の末端機關として事務的にこころ束され、更に法の上にとられた本制度の根本性格が不明確なため、民間人としての自主的活動展開の余地が少なく、制度本來の妙味を減殺しているから、法の上に本制度の本質的性格を確立し、その構成

及び運営を明示して本制度の強化拡充を図り、生活保護法、兒童福祉法の適正なる運用と引揚者、在外殘留者遺族の援護更生及び國民医療等に關し、實情に即した措置を採り得るよう民生委員法その他關係法を改正せられたいとの請願。

第六百六十三号 昭和二十四年四月九日受理
健康保險組合に對する國庫補助増額の請願
請願者 東京都港区赤坂青山町一ノ五五健康保險組合連合會常務理事 上山顯

紹介議員 中山壽彦君、堀井伊介君、谷口彌三郎君

健康保險制度の運営上、重要な役割を果しつつある健康保險組合の財政は、引き続き診療費の高騰と事務費の増大のために極度の困難をきたしている。かかるに、組合に對する國庫負担金の交付は昭和二十二年以降の如きは、わずかに保險給付費の百分の一、事務費の十分の一に低下している現状で、健康保險組合の經濟は危機にひんしているから、差当り緊急措置として組合事務費の全額國庫負担の實現を図られたいとの請願。

第六百六十四号 昭和二十四年四月九日受理
國立病院に特別會計制實施反對の請願
請願者 千葉縣市川市長 浮谷竹次郎外五名

紹介議員 小野哲君

國立病院は從來外地引揚患者の唯一医療機關として、又生活困難者、一般勤労者の医療機關として、その使命を達

成してきたのであるが、今回独立採算制を原則とする理由の下に、當病院に特別會計制を實施せんとしている。若しこの制度が實施されると當病院が一般大衆の機關としての機能を失つて營利事業化し、しかも現在收容者の実情よりみてこれ等の患者の生命そのものにも重大な影響を及ぼし、更に國民生活は極度の窮地に陥し入るおそれがあるから、國民大衆の唯一の医療機關としてその社会性の保持と社會保障制の確立のために、國立病院の特別會計制に反對するとの請願。

第六百六十五号 昭和二十四年四月十一日受理
厚生省藥務局存置に關する請願
請願者 東京都港区芝白台金台町 厚生省內藥事委員會内 緒方章

紹介議員 今泉政喜君

國民体位の向上、疾病に對する予防並びに治療、それに要する医薬品の製造及び配給監督等の完べきを期するため、藥事行政機構の充實強化が必要であるとき、行政機構刷新の一環として厚生省藥務局の廃止せられることは遺憾にたえないから、從來通りにこれを存置せられたいとの請願。

第六百六十六号 昭和二十四年四月十二日受理
戰爭犠牲者遺族保護對策強化に關する請願
請願者 石川縣七尾市龜山町二六 眞館晴吉外二万五百七十一名

紹介議員 林屋龜次郎君

のであるが、現在何等の救済援護の手
段方法が講ぜられておらないから、遺
族援護のために、戦没者の両親、未亡
人及び遺児に対する補償金の交付、適
職の指導、生業資金の貸付で物資の配
給及び課税の減免等の方途を講ぜられ
たいとの請願。

第六百五十九号 昭和二十四年四月
十二日受理

青少年禁酒法制定に関する請願(十一
通)

請願者 神戸市灘区高羽住田五
小石允代外一千六百二
十一名

紹介議員 姫井伊介君

心身發育の途上にある青少年を酒害か
ら守り、飲酒の悪へきを未然に防止す
ることは、新日本將來のために必要で
ある。さきに未成年者飲酒禁止法が制
定されたのもこの趣旨に基くものでは
あるが、更に青少年の体力の強化と精神
の健全とを圖り、民族の優生を期する
ため同法の範圍を拡大して適用法令を
二十五歳未満とする青少年禁酒法を制
定せられたいとの請願。

第六百六十二号 昭和二十四年四月
十二日受理

優生保護法中一部改正に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷四
ノ九二五 佐成篤三郎

紹介議員

塚本重藏君、山下義信
君、波多野鼎君、中平
常太郎君

経済力と人口との比例的關係に著しい
差をきたしている今日、自立經濟確立
のためには、人口問題の解決が現下喫
緊の要事とされているが、その方途と
して國民の經濟的貧困を防ぎ、社会福

祉の増進を計るためには、合理的な出
生調節を断行する以外にはないから、
現行優生保護法を大幅に改正されて、
妊娠予防及び優生保護に関する諸條項
を明確に規定せられたいとの請願。

第七百一十号 昭和二十四年四月十三
日受理

未復員者災害給與法の療養費中食費に
関する請願

請願者 石川縣金沢市下石引町
七六國立金沢病院患者
自治会内 石田吉雄外
四百九十四名

紹介議員 塚本重藏君 山下義信
君

未復員者災害給與法によつて、療養費
の國庫支給が決定されたが、給食費は
別途に生活保護法の医療券によるよう
定められている。しかし、現在当金沢
病院においては傷い者に対する医療券
の送付は約五十パーセント強であつ
て、病院より医療券の請求を受けても
出身地市町村においてこれを交付しな
いため、傷病者は肉体的苦痛の外に精
神的の脅威を受けている有様であるか
ら、昭和二十四年度より未復員者災害
給與法の療養費中に食費を包含せられ
たいとの請願。

昭和二十四年五月十三日印刷

昭和二十四年五月十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局